

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 4 回 総 会 議 事 録

自 平成29年11月30日
至 平成29年11月30日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 4 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成29年11月30日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	○		農 地
2	對 木 範 誉	○		農 地
3	酒 井 伸 吾	○		総 務
4	松 本 隆 志	○		総 務
5	中 河 敏 史	○		農 地
6	澁 谷 幸 子	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○	○	農 地
8	照 井 明	○	○	農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見書の進達
日程 4 議案第13号 農地法第6条規定による農地所有適格法人の定期報告

開会 午後 1 時30分

議 長 これより第 4 回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は 9 名であります。

白糠町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第 13 条第 2 項により、2 名の委員を議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
7 番、峯田委員、8 番、照井委員、以上 2 名を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会務報告」をいたします。
10 月 25 日、白糠町農業・農村振興連絡会議及び白糠町の農業を考える会、また、同日に白糠町農業再生協議会通常総会を役場で開催し、私と照井職務代理者が出席しております。
11 月 3 日、白糠町功労者表彰式を社会福祉センターで開催し、農業委員会では、故田口秀男氏が自治功労者として受賞されております。
11 月 15 日、地区別農業委員等研修会には、委員 5 名と事務局 2 名が出席しております。
以上、会務報告とさせていただきます。

議 長 日程第 3 議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見書の進達」について議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。
斉藤主幹よろしく願いいたします。

斉藤主幹 議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見書の進達」。
下記のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、意見について本会の審議を求める。
平成 29 年 11 月 30 日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。

号別 1 申請者は、譲渡人 ●●● 譲受人 ●●●
次のページをお開き下さい。
農地法 5 条の説明をさせていただきます。
法律の条文を一部読み上げます。農地法第 5 条「農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これ

らの土地について第3条第1項（農地の権利の移動）本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」となっています。

今回の申請は農地以外の育成舎の建設に伴い、農業委員会として意見を求められたものであります。

前回、10月の総会時に申請がありましたが、その申請は取り下げとなったため改めて●●●様から申請があったものでもございます。この土地は前は採草畑の申請でしたが、採草畑から隣の放牧地側に移行する内容で申請が上がってきております。隣というのは●●●様の土地となっております

そのため所有者が違うということで4条から5条の内容に変わったものでもございます。育成舎の建設面積は変更ございません。なお、今回5条に至った理由の一つには農作業等の利便性を図れる、より採草放牧地側でなおかつ、●●●様の家の方に更に寄ったということで、効率性も図れるということから当該申請地を適地とした次第であります。

位置図と地番図を掲載しておりますので、あわせてご参照願います。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

議長 議案第12号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第12号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第4 議案第13号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹 議案第13号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」。

下記の者より農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。

平成29年11月30日提出。

白糠町農業委員会 会長 ●●●

記。

号別1、法人の名称 ●●●

次のページをご覧ください。

「農地所有適格法人要件確認書」

確認書の要件は、4つに分かれております。

法人形態要件、農業経営を安定して行える法人形態であること。

事業要件、事業の種類の中に農家レストランを含めた羊の肉の販売という内容でございます。あと、農業の売上高というものがございますが、農業の部分とその他事業というのがあるのですが農業の部分がその他事業の過半を超えていれば要件が整っているという判断になります。

構成員要件、このうち1人以上の者が農作業に従事、日数は150日以上というのが要件となっております。いずれの要件も満たしていると考えておりますのでこの内容で報告説明させていただきます。

以上でございます。

議長 議案第13号の質疑をお受けいたします。

中河委員 売上なのですけれども、その他の事業の報告のところで報告の数字が激減していると。これがどのような理由というか、何かありますでしょうか。

斉藤主幹 今年の農業以外の収入というのは雑収入で中山間部分の助成金の部分で●●●万という金額になっております。前年の●●●万という額は、6次化支援補助金、町からの補助金ということで●●●万の補助金、農の雇用助成金ということで全国の農業会議所から●●●円、その他の部分の内容が入っていないのですけれども、これらを足すと昨年はおよそ●●●万ほどの額、さらに中山間の事業もこの中には入っております。以上です。

議長 その他に何かございませんか。
それでは質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (なし)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第13号につきましては、原案のとおり決定いたします。
以上を持ちまして、本日予定しておりました議案につきましては全て終了いたしました。
これを持ちまして、第4回農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後1時38分)